

## [補助事業の概要]

### I. 事業目的

東日本大震災の発生時、停電等で多くの石油ガス充てん所が稼働停止に追い込まれたことにより、石油ガスの安定的な供給に支障が生じた経験を踏まえ、石油ガスの供給体制の災害対応能力を強化していくことが、全国的な防災・減災の観点から必要になっていることから、石油ガス販売事業者等が所有する石油ガス充てん所に対し、自家発電設備、石油ガス充てん設備、石油ガス自動車等を導入し、災害対応能力を強化する取組(災害時対応型石油ガス中核充てん所整備事業)に要する経費に対して、当該経費の一部を補助することにより、石油ガス充てん所の保安体制を強化し、大規模災害発生時等に被災地域等に対して石油ガスを安定的に供給できる体制を構築することを目的とします。

### II. 災害対応中核充てん所について

1. 大規模災害発生時等においても、被災地域に対して石油ガスを安定的に供給出来るよう、充てん所の自立的運営体制を整えること。そのために、国が定める以下、石油ガス設備等を当該充てん所で保有している(なければ本補助事業等により保有する)こと。
  - (1) 石油ガス非常用発電設備/電力供給網が被災により遮断された場合においても、自らが貯蔵する石油ガスを燃料とする自家発電設備により、石油ガスの充てんを始めとした事業を一定期間継続出来る電力の確保が可能であること。
  - (2) 石油ガス自動車(配送トラックおよび保安点検車各1台以上)/自らが貯蔵する石油ガスを燃料とした車両により被災地域への石油ガス配送および供給開始点検調査等の対応が出来ること。
  - (3) 石油ガス自動車への充てん設備/自らが貯蔵する石油ガスを自動車に充てん出来ること。
  - (4) 緊急用通信設備/被災により既存通信インフラが途絶もしくは接続が著しく困難になった場合においても、外部との連絡が取れる設備(総務省の認可を受けているもの)により、行政官庁等への連絡、報告が取れること。
  - (5) その他、被災時においても一定量の石油ガス供給が可能な充てん設備等。
2. 本補助事業の申請要件は、原則として以下の要件を満たしている充てん所の所有者とします。
  - (1) 年間輸入量50万トンを以上または年間販売量がおおむね5万トンを以上の石油ガス輸入、販売事業者、もしくはその(資本関係にある)グループ会社。
  - (2) 一定の施設規模(貯槽30トンを、プラット200㎡以上)。
  - (3) 国道等幹線道路に近接。
  - (4) 一定の体制規模(都府県を超えた2以上の事業拠点を持ち、被災時に他社等からの要請にも応えられるだけの人員がいること。)を保有する事業者またはそのグループ会社
  - (5) 補助事業実施後一定期間(5年間)は中核充てん所としての運営が可能なこと。
  - (6) (1)から(4)の要件を満たさなくとも、被災地域の石油ガス安定供給体制構築のために特に必要な事業所(事業者)においては、(1)に該当する事業者と、災害時における人的支援協定書・覚書等を締結することを前提に、申請が可能になります。(ただし(5)の要件は満たしていなければなりません。)
  - (7) 離島においては、(6)に加え、災害時に本土からの人的支援を受けることが困難ではあっても、当該離島内の石油ガス需要量が相当数あり、経済産業省が特に必要と認めた場合には、申請が

可能になります。

※国土交通省による「離島」の定義／北海道、本州、四国、九州、沖縄本島以外の島

- (8) 本補助事業における「石油ガス充てん所」とは、液化石油ガス製造のための施設を設置し、一般消費者等に石油ガスを供給するための充てん所です。したがって、**オートガス専用充てん所**やエアゾール缶等への充てん所は対象外です。(ただし、オートガススタンド併設の「石油ガス充てん所」は申請対象になります。)
- (9) **※以下の事業者は共同申請**を行っていただきます。
- ① 施設を所有する親会社
  - ② 補助事業により導入する設備を所有、使用、運営する事業者  
(例；配送センターが配送車を、保安機関等が保安点検車を、充てん事業者、販売事業者、および施設を所有する事業者が非常用自家発電設備、並びに緊急通信設備を夫々導入する場合は共同申請になります。)
- (10) ※リース事業者は共同申請者としても申請出来ません。

3. 本補助事業に申請し、定める補助対象設備を導入・保有し、災害対応能力を増強した事業者(事業所)は、災害対応中核充てん所として、経済産業省から、石油備蓄法上の特定石油ガス輸入事業者等としての指定を受け、以下の役割・義務を担うことになります。

- (1) 地域の区市町村と県エルピーガス協会又は支部とで締結される防災協定への参加
- (2) 災害時における充てん所の共同利用又は地域内他社・充てん所からの依頼に基づいた充てん受入、代替配送、保安点検調査の実施(供給量、保安体制および費用は備蓄法の連携計画に基づき各地域にて取決め要)
- (3) 災害時における政府官公庁、地方公共団体、都道府県エルピーガス協会への速やかな情報提供
- (4) 災害時における流出容器回収の際の保管場所の提供(県指定場所でも可)
- (5) 備蓄法に基づく災害時石油ガス連携計画への参画
- (6) 国の指導により、災害時石油ガス供給連携計画の発動、国からの国備受け入れおよび重要施設への配送指示に対する(優先)対応

### III. 事業内容

1. 対象地域は以下になります。

「平成23年度被災地域石油ガス安定供給体制整備事業費補助金」、および「平成24年度石油ガス安定供給体制整備事業費補助金」の対象地域(北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、茨城県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県) を除く33都府県

2. 事業予算

65億87百万円

3. 補助対象経費

- (1) IIの1の石油ガス設備等の導入に係る設計、設備本体、付属設備、工事等の費用(消費税除)  
※石油ガス自動車の場合、消費税以外の諸税、諸経費も補助対象経費になります。

- (2) 事業目的に合致しない経費は対象外とします。(具体例; 施設拡張のための土地取得代、既施設の修理、耐震補強目的の経費、その他事業目的に直接関係のないと判断される経費)
- (3) 事業者による購入、所有が前提になりますのでリースおよび貸与は対象外になりますが、例えば石油ガス事業者間の貸借が発生する場合は、当該貸借事業者が「共同申請」を行って下さい。

#### 4. 補助金額

補助対象経費の3分の2、もしくは $3,800万円 \times 2/3 = 25,333,333円$  (いずれも消費税は対象外です。)、のどちらか低い額とし、本補助事業予算の範囲内とします。

#### IV. お問い合わせ先

本補助事業に関するお問い合わせは、以下担当者にメールでお願い致します。不在の際は帰社後、速やかに返信致します。

日団協 補助・受託事業室/災害対応型石油ガス中核充てん所補助事業担当

谷亀 (やがめ) / [h-yagame@nichidankyo.gr.jp](mailto:h-yagame@nichidankyo.gr.jp)  
藤関 (ふじせき) / [t-hujiseki@nichidankyo.gr.jp](mailto:t-hujiseki@nichidankyo.gr.jp)  
柳田 (やなぎだ) / [t-yanagida@nichidankyo.gr.jp](mailto:t-yanagida@nichidankyo.gr.jp)  
秋葉 (あきば) / [s-akiba@nichidankyo.gr.jp](mailto:s-akiba@nichidankyo.gr.jp)  
勝山 (かつやま) / [m-katsuyama@nichidankyo.gr.jp](mailto:m-katsuyama@nichidankyo.gr.jp)